

平成 25 年 3 月 27 日  
運輸安全委員会

引船第十二喜多丸転覆事故に係る勧告に基づく  
完了報告書について

平成 23 年 9 月 19 日に石川県輪島市輪島港で発生した引船第十二喜多丸転覆事故について、原因関係者である海上保安学校及び株式会社喜多組から、当委員会が行った勧告に基づく措置の完了報告を受けましたのでお知らせします。(別添 1、2)

この事故については、平成 24 年 11 月 30 日に事故調査報告書の公表とともに両原因関係者に対して勧告を行っていたところです。(参考 1、2)

なお、両原因関係者からの完了報告は、勧告の内容を反映したものとなっています。

別添1

保学総第598号  
平成25年2月21日

運輸安全委員会  
委員長 後藤 昇弘 殿

海上保安学校長

引船第十二喜多丸転覆事故に係る勧告に基づき講じた措置の完了  
報告について

標記勧告に基づき当校が講じた措置について、下記のとおり報告いたします。  
記

1 勧告の内容

海上保安学校は、学生及び研修生の教育訓練のため、みうらの周年派遣を受けていることを踏まえ、みうらによる安全な乗船実習を実施するため、学校長を中心とした明確な組織を定め、平素からの事故防止及び安全指導、気象情報や航行警報等の安全運航上必要な情報の共有、乗船実習中のみうらの運航状況の把握、緊急時の連絡及び支援を確実に実施する総合的な管理体制を整備すること。

2 勧告に基づき講じた措置

- (1) 「海上保安学校乗船実習安全管理推進本部規則」(平成25年2月19日)を制定し、学校長の指揮の下に学校全体として安全な乗船実習の実施に取り組む体制を構築したことを全職員に通知した。

【規則の骨子】

- ① 学校長を長とする安全管理推進組織を設置した。
  - ② 平時及び緊急時における学校内関係各課及び職員の役割を明確にした。
  - ③ 平素から事故防止のための安全指導を実施する。
  - ④ 練習船及び学校内において、安全運航に必要な気象情報や航行警報等の情報を共有する。
  - ⑤ 乗船実習中における練習船の運航状況を把握するとともにこれらの情報を共有する。
  - ⑥ 緊急時における支援態勢の発令基準、実施措置を明確にした。
- (2) 練習船との連絡を担当する職員が常時使用できる専用の連絡手段(携帯電話等)を整備した。

運輸安全委員会

25.2.25

参 第 61 号

喜安第 24121 号  
平成 25 年 1 月 31 日

運輸安全委員会  
委員長 後藤 昇弘 殿

榑喜多組  
代表取締役

## 引船第十二喜多丸転覆事故に係る勧告に基づき 講じた措置の完了報告について

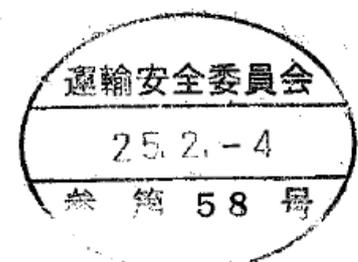
平成 24 年 11 月 30 日発 運委参第 448 号の勧告を受け、引船のえい航作業に係る安全確保のため、点検整備、操作訓練及び救命胴衣などの装着指導を実施したので下記のとおり報告します。

### 記

実施日時：平成 24 年 12 月 15 日  
実施場所：石川県鳳珠郡能登町宇出津港内  
参加者：引船及び作業船乗組員 10 人

### 訓練等の内容

- えい航フックの点検整備について  
訓練に先だち、緊急離脱ハンドルが規定のとおり作動するため、フックに固着した塗料やサビを除去後、各作動箇所にオイル、グリスを注油し、その点検及び作動状況を確認した。
- えい航フックの操作訓練について  
点検整備終了後、予め、フックに掛けたえい航索がけん引力により、適切に外れるまでの操作訓練を全員で実施した。その手順は①～④のとおりとした。  
①えい航フックのセーフティーピンを抜く。 ②緊急離脱用ハンドルを引く。  
③えい航索を引っばる。 ④えい航索が離脱する。
- えい航作業時の救命胴衣などの装着指導について  
救命胴衣の適切な装着方法及び緊急時の使用方法を参加者全員に指導した。  
同時に作業船の救命浮環 2 個を更新した。
- 今後の安全管理への取り組みについて  
当社の安全対策室が中心となって、えい航作業の安全確保を図るため、毎月 1 回の店社安全パトロールにおいて、えい航フック・えい航ロープ取付、接舷作業の訓練を行う外に救命浮環の点検、救命胴衣の着用等についての指導を行う。また、年 2 回の定期操作訓練では、えい航フックの操作訓練を実施する。



えい航フックの点検整備



①訓練内容説明状況



②サビ落とし作業中



③ハンドル点検中



④えい航フック点検中



⑤グリス注入中



⑥えい航フック全開状態

## 操作訓練



①ハンドル操作（閉）



②ハンドル操作（開）



③えい航索（引く前）



④えい航索（引き始め）



⑤えい航索（離れ）



⑥えい航フック全景

救命胴衣などの装備の適切な装着の指導



海上保安学校長 殿

運輸安全委員会

委員長 後藤 昇弘

引船第十二喜多丸転覆事故に係る勧告について

本事故は、輪島港において、北北東～北東風約10m/s及び波高約3mの状況下、みうらが出港作業中、第十二喜多丸が第八喜多丸と共にみうらの出港支援のえい航作業中、第十二喜多丸が、みうらの船首部にえい航索を取ってえい航していたところ、第十二喜多丸のえい航索張力が復原力を超えたため、転覆したことにより発生したものと考えられる。

また、貴校では、みうらに対し、得ていた気象情報に基づく注意喚起が適切に行われず、また、危険を避けるための助言や指示が適切に行われなかったことから、当委員会は、本事故調査の結果を踏まえ、みうらの運航の安全を確保するため、貴校に対し、運輸安全委員会設置法第27条第1項に基づき、下記のとおり勧告する。

また、同条第2項の規定に基づき、講じた措置についての報告を求める。

記

貴校は、学生及び研修生の教育訓練のため、みうらの周年派遣を受けていることを踏まえ、みうらによる安全な乗船実習を実施するため、学校長を中心とした明確な組織を定め、平素からの事故防止及び安全指導、気象情報や航行警報等の安全運航上必要な情報の共有、乗船実習中のみうらの運航状況の把握、緊急時の連絡及び支援を確実に実施する総合的な管理体制を整備すること。

株式会社喜多組

代表取締役 殿

運輸安全委員会

委員長 後藤 昇弘

引船第十二喜多丸転覆事故に係る勧告について

本事故は、輪島港において、北北東～北東風約10m/s及び波高約3mの状況下、みうらが出港作業中、第十二喜多丸が第八喜多丸と共にみうらの出港支援のえい航作業中、第十二喜多丸が、みうらの船首部にえい航索を取ってえい航していたところ、第十二喜多丸のえい航索張力が復原力を超えたため、転覆したことにより発生したものと考えられる。

このことから、当委員会は、本事故調査の結果を踏まえ、引船のえい航作業の安全を確保するため、貴社に対し、運輸安全委員会設置法第27条第1項に基づき、下記のとおり勧告する。

また、同条第2項の規定に基づき、講じた措置についての報告を求める。

記

貴社は、引船のえい航作業の安全確保のため、次の措置を講ずること。

- (1) えい航フックの点検整備を行い、操作訓練を行うこと。
- (2) 乗組員に対してえい航作業時の救命胴衣などの装備の適切な装着の指導を行うこと。